

大分県雇用維持支援センター へご相談ください

雇用の維持を図るため、主に4月から拡大された「雇用調整助成金」の特例措置を活用するための支援を行います。

- ✓ 助成金の対象になるの？
- ✓ 休業実施計画の作り方は？
- ✓ 労使協定や休業手当について知りたい。
- ✓ 申請書類は、いつまでに何が必要？



相談無料

社会保険労務士が対応

フリーダイヤル：0120-575-626

受付時間：月～金曜日(土日祝日は除く) 09:30～16:30

〒870-0021
大分市府内町1丁目6番21号
山王ファーストビル3階
大分県社会保険労務士会事務所内

- ※来所相談は事前に電話予約が必要です。
- ※来所の際は、各自でマスクを持参・着用してください。
- ※お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。



支給申請のポイント (YouTube)



前編



後編

← 提出書類や申請書の書き方について
厚生労働省より動画が公開されていますので、参考にしてください。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

- 雇用調整助成金の特例措置については厚生労働省ホームページでも確認できます。
- 繁華街の接客を伴う飲食店等への出入り自粛要請および遊技施設の使用停止要請により影響を受ける事業者の方々に対する支援策全般の情報は「大分県自粛及び施設の使用停止要請に伴う事業者向け相談窓口(コールセンター)」へ相談ください。電話 0120-936-692 平日08:30～17:15
- 本相談センターの利用は、雇用調整助成金等の支給を保証するものではありません。